

公共建築工事標準単価積算基準【概要】

■目的・概要

公共建築工事の工事費の適正な積算に資することを目的として、発注者が設定する予定価格のもととなる工事費の積算における、単価及び価格に関する事項を定めたものです。

■主な内容

- ・単価の種別（材料価格等、複合単価、市場単価、見積単価等）
- ・複合単価の算定に用いる標準歩掛りの構成（材料、労務、機械器具、その他）
- ・単価及び価格の適用に関する一般的事項
- ・建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事に関する以下の内容
 - ①項目毎に適用する単価の種別（市場単価、標準歩掛り、見積単価等）
 - ②各標準歩掛りの具体的内容

■主に使用する時期

- ・設計段階

■適用方法

<業務委託等を行う際の適用方法>

- ・設計業務等の適用基準として、業務委託特記仕様書等に特記します。

<業務実施時の適用方法>

- ・本基準に基づき、工事費の積算を行います。

■適用に当たっての留意事項 [【発】発注者、【積】積算受注者、に対する事項]

- ・本基準を適用する際には、下表に記載の関連基準を併せて参考として下さい。【発】【積】

<参考：工事費積算基準の体系>

